（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第五十条の四第一項第一号中「特定会社のうち当該基準に従うもの」を「指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則第九十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができるとされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの」に改める。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第十二条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第百十三条の五第一項第一号中「特定会社のうち当該基準に従うもの」を「指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則第九十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができるとされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの」に改める。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第十三条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の九第一項第一号中「特定会社のうち当該基準に従うもの」を「指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則第九十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができるとされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの」に改める。

（銀行法施行規則の一部改正）

第十四条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十三条の十一第一項第一号中「特定会社のうち当該基準に従うもの」を「指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則第九十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができるとされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（附則第五条第一号において「新連結財務諸表規則」という。）の規定は、平成二十八年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に終了する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第一号の改正規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係るものについては、なお従前の例による。

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（以下この条において「新監査証明府令」という。）の規定の適用は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　新監査証明府令第一条第十一号の二　平成二十八年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表を連結財務諸表提出会社が新連結財務諸表規則第九十三条又は第九十四条の規定により作成する場合に適用する。この場合において、新監査証明府令第一条第四号の規定の適用については、同号中「法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は有価証券報告書」とあるのは、「法第五条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項又は第二十四条の四の七第一項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は四半期報告書（第一・四半期報告書に限る。）」とする。

二　新監査証明府令第四条第二項及び第二十二項　平成二十八年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表の監査証明について適用する。

三　新監査証明府令第四条第二十三項　平成二十八年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表の監査証明について適用する。

四　新監査証明府令第四条第二十四項　平成二十八年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表の監査証明について適用する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第五条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定は、平成二十八年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第六条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条　第七条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間に係るものについては、なお従前の例による。

（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第九条　第八条の規定による改正後の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の規定は、平成二十八年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表を作成する場合に適用し、同日前に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表を作成する場合については、なお従前の例による。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第九条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下この条において「新開示府令」という。）第二号様式（新開示府令第二号の四様式（新開示府令第二号の七様式において準じて記載することとされている場合を含む。以下この項において同じ。）、第二号の六様式、第三号様式（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）及び第四号の三様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第二号の二様式、第二号の四様